

鶴岡商工会議所「おぼこ共済」見舞金・祝金制度の給付内容について

別表1

1. 病気入院見舞金

《給付金額》

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として7日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

また、本制度の諸給付金、保険金とは重複して支払いません。

但し、1年間（12月1日～翌年11月30日）に事故通院見舞金を含め2回の支払いを限度とします。

入院日数	1口	2口	3口	4口
7日以上30日以内	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円
31日以上	12,000円	24,000円	36,000円	48,000円

尚、当該入院中に加入口数に減口があった場合は、その最小口数を基準に支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があった場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による場合
- (3) 継続入院の7日目が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった場合
- (4) 以前の入院見舞金の支払いをした入院の最終日（退院日）から180日を経過せずに原因を同一とした入院による入院見舞金請求の場合
- (5) 死亡保険金支払いを受ける場合に伴う病気入院の場合
- (6) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院の場合
- (7) 告知義務違反の場合

2. 事故通院見舞金

《給付金額》

加入者が本制度の保障期間中に、不慮の事故を原因として7日以上通院したときに、次の事故通院見舞金を支払います。

また、本制度の諸給付金、保険金とは重複して支払いません。

但し、1年間（12月1日～翌年11月30日）に病気入院見舞金を含め2回の支払いを限度とします。（ただし、同一事故による場合は1回の支払いとなります。）

通院日数	1口	2口	3口	4口
7日以上	10,000円	20,000円	30,000円	40,000円

尚、当該入院中に加入口数に減口があった場合は、その最小口数を基準に支払います。

《事故通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は事故通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があった場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による場合
- (3) 通院の7日目が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった場合

- (4) 関節炎、腱鞘炎等スポーツ疲労が原因の場合
- (5) 加入者の犯罪行為、精神障害、泥酔の状態を原因とする事故および加入者が法令に定める運転資格を持たない状態での運転で生じた事故による場合
- (6) 激甚災害に指定された地震による事故の場合

3. 結婚祝金

《給付金額》

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。
但し、共済制度加入期間が6ヶ月以上ある方に限ります。
夫婦の両者が加入者である場合は、それぞれに結婚祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口
20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

尚、結婚した日が属する月の6ヶ月前より加入口数に変更があった場合は、その最小口数を基準に支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは結婚祝金を支払いません。

- (1) 結婚した日から3年を経過して請求があった場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による場合
- (3) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった場合

4. 出産祝金

《給付金額》

加入者（もしくはその配偶者）が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。
但し、共済制度加入期間が6ヶ月以上ある方に限ります。
夫婦の両者が加入者である場合は、それぞれに出産祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口
20,000円	30,000円	40,000円	50,000円

尚、出産した日が属する月の6ヶ月前より加入口数に変更があった場合は、その最小口数を基準に支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号によるときは出産祝金を支払いません。

- (1) 出産した日から3年を経過して請求があった場合
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による場合
- (3) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になった場合
- (4) 死産のとき

別表 2

1. 病気入院見舞金の請求手続き

加入者が病気入院見舞金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「病気入院見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行なってください。

尚、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・入院の開始日及び退院日が証明できる診断書、入院証明書の原本、又はその写し、もしくは医療機関発行の領収証などの原本、又はその写し

2. 事故通院見舞金の請求手続き

加入者が事故通院見舞金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「事故通院見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行なってください。

尚、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書の原本、又はその写し、もしくは医療機関発行の領収証などの原本、又はその写し

3. 結婚祝金の請求手続き

加入者が結婚祝金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「お祝い金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行なってください。

尚、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- ・婚姻日が証明できる戸籍抄本の原本、又はその写し

4. 出産祝金の請求手続き

加入者が出産祝金の支払い事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「お祝い金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行なってください。

尚、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

《加入者が男性の場合》

- ・配偶者が出産したことを証明できる戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）の原本、又はその写し
- ・（加入者の扶養になっている場合）子供の健康保険証＋母子健康手帳の写し

《加入者が女性の場合》

- ・出産したことを証明できる戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）の原本、又はその写し
- ・母子健康手帳の写し

- ・商工会議所は病気入院見舞金、事故通院見舞金の請求手続きに際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続きに際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。